環境局都民の声窓口に寄せられた都民の声(令和元年7月分)

◆ 対応事例

対応事例1

件名	リユース業者の買取について
概要	以前リユース業者から事業用として購入したプリンターを購入時
	の契約内容に従いリユース業者に買取ってもらうことは、廃棄物処
	理上問題ないか教えてほしい。また、留意すべき点や産業廃棄物の
	マニフェスト伝票の対応が必要かについても教えてほしい。
対応	今回の様な買取オプションについては、現に破損等しておらず再
	利用が可能な製品をリユース業者が有価で買取る場合には、廃棄物
	処理法には抵触しません。また、本件は有価での売渡しなのでマニ
	フェスト伝票は必要ありません。ただし、買取伝票等の証拠書類は
	マニフェストの代用として5年間保存しておくと良いでしょう。
	※産業廃棄物管理票(マニフェスト)の交付
	http://www.kankyo.metro.tokyo.jp/resource/industrial_waste/o
	n_waste/manifest.html